

様式第4（第8条関係）

自 動 車 解 体 業 (ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例)	
愛知県公安委員会 届 出 番 号	
ヤードの名称 及び所在地	
氏 名 (法人の名称)	

- 備考
- 1 この様式は、自動車解体業者がヤードごとに、公衆の見やすい場所に掲げる標識の様式とする。
 - 2 大きさは、縦16センチメートル以上、横26センチメートル以上とする。
 - 3 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
 - 4 色は、白色地に黒文字とする。